



田子市民センターは、新型コロナウィルス感染拡大防止対策のため人の触れる箇所を毎日消毒しています。

2020年5月号

仙台市田子市民センターだより



(公財) 仙台ひと・まち交流財団 仙台市田子市民センター
〒983-0021 仙台市宮城野区田子2丁目4番25号
TEL 022(254)2721/FAX 022(254)2722
E-mail tago-siminc@hm-sendai.jp

↑田子市民センターホームページのQRコードです。



令和2年度 田子市民センター 取組目標

楽しく集い・学び合う初めの一歩は、田子市民センターから

館長のあいさつ

4月から田子市民センターでお世話になっております。どうぞよろしくお願ひいたします。早く地域の皆様方に名前を憶えていただき、市民センターの一員として皆様のお役に立てるように努めていきたいと考えています。皆さまもご承知のように、新型コロナウィルス感染症拡大防止のための措置として、今現在も、普段通りに利用をしていただけない毎日です。大変ご不便をおかけしておりますが、職員一同思いを一つにし、通常の利用にいつ戻ってもいいようにと、準備にあたっているところであります。今しばらく、ご不便をおかけする日々が続くことが予想されますが、ご理解とご協力をお願ひいたします。4月から下記の職員が人事異動により配置換え及び、採用になりましたので、お知らせさせていただきます。 館長 熊谷 敏

【職員異動のお知らせ】

ありがとうございました。
★兼子 博行 (ハ木山市民センターへ)
★大友りゅう子 (幸町市民センターへ)

よろしくお願ひします。

★熊谷 敏 (館長・新任)
★加賀谷 祐子 (六郷市民センターより)
★川上 真実 (新任)

【新型コロナウィルス感染症の発生に伴う市民センターのご利用及び主催事業について】

新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、当分の間は田子市民センター主催事業の開催を延期いたします。なお今後の感染状況の変化により、変更される場合がありますので、その際はセンターだより・ホームページ等で隨時お知らせいたします。

◇◇田子老壯大学

開講式予定日 5月13日(水) 10:00～➡**延期** 開催日未定

※田子老壯大学にお申込みの皆さまには、開催日を改めてご連絡いたします。

◇◇田子今昔物語 まち歩き

開催日予定日 5月23日(土)、5月30日(土) ➡**延期** 開催日未定

開催日が決まり次第改めて募集いたします。

<その他>

◇◇個人利用日

5月3日(日)の個人使用は**中止**となります。

「密閉」「密集」「密接」を避け、感染防止に努めましょう。



回覧										

田子スポットエリア



七北田川緑地



七北田川の河川敷にある公園には木製のアスレチック等の遊具があり、自然の中で子供たちは伸び伸びと過ごす事ができます。



田子西三丁目の遊歩道は、毎年町内会が植木の手入れを行い季節の花々を咲かせ住民の目を楽しめています。「遊歩道を一周するといい運動になりますよ。」と佐藤町内会長さんのお話がありました。

◆図書室からのお知らせ

新型コロナウィルス感染防止のため
5月10日(日)まで利用貸出しは
中止いたします。

★5月の図書貸出日

**月曜日～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00**

※日曜日と祝日の図書貸出しはお休みです。

○借りられる冊数はお一人3冊までです。

○借りられる期間は2週間です。

◆市民センターの情報は
ホームページでもご覧いただけます。

★田子市民センターホームページ
<https://www.sendai-shimincenter.jp/miyagino/tago/index.html>



田子市民センターだより 第231号 -2-

5月の行事予定

日	曜	行 事 予 定
2	土	7月分抽選確定受付開始 ～9日(土)まで
3	日	憲法記念日
4	月	みどりの日
5	火	こどもの日 8月分地域優先使用申込み開始～ 15日(金)まで
6	水	振替休日
7	木	休館日
10	日	7月分空き室利用申込開始
11	月	休館日
16	土	8月分抽選申込み開始 ～31日(日)まで
18	月	休館日
25	月	休館日

【新型コロナウィルス感染症にかかる施設の利用 自粛要請及びキャンセルにかかる施設使用料の返 還について】

仙台市では、宮城県知事および仙台市長による外出自粛の要請や本市ガイドラインの改訂を受け、新型コロナウィルスの感染症拡大防止のため、**5月10日(日曜日)**までの期間、施設利用者の皆様へ施設利用の自粛を要請しております。

感染拡大防止への取り組みにご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、下記の対象に該当する場合、使用料を返還いたしますので施設窓口へご連絡ください。

【対象】

令和2年2月20日から5月10日分の施設予約のうち、新型コロナウィルス感染症の拡大防止を理由に施設使用を取りやめたもの。

【注意】

上記対象であっても、施設へのご連絡がなかった場合には、通常の取り扱いにしたがい施設使用料が返還されない場合がございますので、施設窓口へのご連絡をお願いいたします。